

平成

二十三年

五條市議会第三回九月定例会会議録(第六号)

平成二十三年十月十一日(火曜日)

議事日程(第五号)

平成二十三年十月十一日 午前十時開議

日程第一

議第四十九号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

議第五十二号 五條市携帯電話エリア整備施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議第五十六号 平成二十三年度五條市一般会計補正予算(第三号)議定について

議第五十五号 御所・田原本環境衛生事務組合への加入についての撤回について

追加日程第一

議第五十三号 五條市滞在体験型観光施設に係る指定管理者の指定について

議第五十五号 御所・田原本環境衛生事務組合への加入について

議第五十七号 平成二十三年度五條市介護保険特別会計補正予算(第一号)議定について

第三

委員会の閉会中の継続審査について

(認第一号 平成二十二年五條市一般会計歳入歳出決算認定について

認第二号 平成二十二年五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認第三号 平成二十二年五條市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

認第四号 平成二十二年五條市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認第五号 平成二十二年五條市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認第六号 平成二十二年五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 認第 七号 平成二十二年五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 八号 平成二十二年五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 九号 平成二十二年五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 十号 平成二十二年五條市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 十一号 平成二十二年五條市水道事業会計決算認定について
- 認第 十二号 平成二十二年五條市南和広域連合歳入歳出決算認定について
- 議第 五十九号 平成二十三年五條市一般会計補正予算(第四号) 議定について
- 議第 六十号 平成二十三年五條市簡易水道特別会計補正予算(第一号) 議定について
- 議第 六十一号 平成二十三年五條市下水道事業特別会計補正予算(第一号) 議定について
- 同第 四号 五條市固定資産評価員の選任について
- 発議第 九号 電力多消費型経済からの転換を求める意見書について
- 発議第 十号 議案提出に対する適正な説明を求める決議について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十四名)

一	二	三	四	五	六
番	番	番	番	番	番
福	山	吉	堀	川	川
塚	口	田	川	村	村
実	耕	雅	浩	家	家
	司	範	美	廣	廣

欠席議員（なし）

市長
副市長
教育長職務代行者
市長公室長
総務部長
都市整備部長
生活産業部長
健康福祉部長
上下水道部長
消防長

窪 辻 森 櫻 森 下 吉 樫 丸 太
本 本 井 本 村 田 内 谷 田
佳 衡 敏 敬 元 洋 辰 成 昭 好
秀 司 弘 三 三 次 雄 吉 典 紀

七番 藤 富 美 恵 子
八番 池 上 輝 雄
九番 益 田 吉 博
十番 山 田 澄 雄
十一番 峯 林 宏 政
十二番 花 谷 昭 典
十三番 土 井 康 嗣
十四番 大 谷 龍 雄
十五番 田 原 清 孝

事務局職員出席者

会計管理者 町口正治
西吉野支所長 小窪美貴
監理管財課長 新井健夫
企画財政課長 福塚彦夫
秘書課長 菊谷眞彦
庶務課長 上孝男

事務局長 乾 旬
事務局次長 藤 光
事務局係長 笹 谷
事務局主任 馬場 由美子
速記者 柳ヶ瀬 五美

午前十時九分再開

○議長（川村家廣）ただいまから、去る三日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（川村家廣）日程第一、議第四十九号、議第五十二号及び議第五十六号の三議案を一括して議題といたします。

本案につきましては総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会大谷龍雄委員長。

〔総務文教常任委員長 大谷龍雄登壇〕

○総務文教常任委員長（大谷龍雄）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第四十九号、議第五十二号及び議第五十六号の三議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る、九月三十日の本会議において当委員会に付託され、十月四日午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第四十九号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、本年十一月二十八日をもって、五條市消防署十津川分署が十津川村折立二七七番地一に開署するに当たり、当該地に勤務する消防職員に対し、単身赴任手当及び特勤勤務手当の支給を行うため所要の改正を行うもので、単身赴任手当については、配偶者と別居したことにより経済的、精神的負担及び単身生活を営むことによる精神的、肉体的負担に着目し、それらに経済的援助措置を行うもので、奈良県の一般職員の給与に関する条例に準拠するものであり、また、特勤勤務手当については、地方自治法の規定に基づき、国の人事院規則及び奈良県の職員の特殊勤務手当に関する条例に準拠し、生活の著しく不便な地に所在する官署に勤務する職員に支給するもので、これらの手当については、全額十津川村が負担するものであるとの説明がありました。委員から、十津川分署が開署するが、台風十二号の被害の影響がある中、職員は通勤可能なのか、また、分署の立地場所の安全性について、分署は、折立中学校前の旧南都銀行跡に仮設で設置し、来年四月の中学校の統廃合後に、廃校となる中学校跡に分署を新たに建設する。職員の通勤については、折立までの国道一六八号は、一部上野地地域で警戒区域となっているが問題はない。また、十津川分署の立地場所が高台であるため問題はない。」との答弁がありました。

十津川分署の職員の配置予定について、[総数二十一名で常時六名の三部体制である。]との答弁がありました。

また、今回の台風災害等で大変危険な地域に配置となる職員への安全に対する配慮をお願いする意見がありました。

常勤六名で今の災害状況に十分なかた、[最低救急車二台が出勤できる体制で、一台につき三名なので夜間には六名確保している。昼間は九名体制で十津川村民の生命、安全を守っていきたい。]との答弁がありました。

配属される職員で五條市と十津川村以外に居住している者がいるか、[十津川村出身者六名、野迫川村出身者一名が主に十津川分署に勤務する予定である。]との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

た。

次に、議第五十二号、五條市携帯電話エリア整備施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、携帯電話エリア整備施設は、現在八基地局設置されており、今回、国に大塔町中井傍示地区の整備を申請したところ承認されたことにより、本条例第二条中に一箇所「中井傍示携帯電話エリア整備施設、五條市大塔町中井傍示三四七番地」の基地局施設を追加するものであるとの説明がありました。委員から、五條市の携帯電話エリア整備施設は、今回で計画の全てが終了するのからだしたのに対し、「計画していた携帯電話の基地局設置は、これが最後である。」との答弁がありました。

災害直後、応急処置として移動式の携帯基地局で対応していたが、現在でも応急処置で運用しているのか、また消防本部と大塔支所との連絡は衛星携帯電話で行っていたと聞いているが、衛星携帯電話があるのかだしたのに対し、「現在は、電話回線が復旧しているので、移動式の携帯基地局は使われていない。また、消防本部には、車両用衛星電話が七台、携帯用衛星電話が三台あり、車両用は、救急車五台、消防車一台、無線消防車一台に設置している。大塔分署には、これらのうち救急車二台、携帯用衛星電話一台を配備しており、今回の災害では、これらの三台で災害対策本部等との連絡を取っていた。」との答弁がありました。委員からは、奥地の災害の多い所は、衛星携帯電話の普及を考えていかなければならないとの意見があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五十六号、平成二十三年度五條市一般会計補正予算（第三号）議定につきましては、障害福祉費四百二十三万九千円、老人憩の家費、二百三十七万円、保健福祉センター費八百五十万円、塵芥処理費一千二百六十五万五千円、常備消防費二百三十三万三千円及び非常備消防費二百八十五万九千円等の総額四千六百五十八万六千円を増額補正するもので、その財源は、地方交付税、国庫支出金、県支出金、諸収入等をもって賄うものであるとの説明がありました。委員から、環境フェア会場設営等委託料についてだしたのに対し、「国の第三十五回育樹祭環境機械展開催に併せて北宇智工業団地において十一月二十日、二十一日の二日間開催するもので、約二十社の企業が参加し、環境に配慮した取組の紹介、展示を行い、啓発を行うものである。集客人数は約五千人から六千人を見込んでいます。」との答弁がありました。

農業振興費の薬用作物生産振興促進事業助成金についてだしたのに対し、「県の地域資源を活用した農村地域の活用化事業の一つで、農産物等を活用した地域産業の振興として挙げられている中に薬用作物があり、五條市では、以前に栽培されていたトウキ栽培で地域産業の振興を研究するため、広報を通じ生産者を募るものである。」との答弁がありました。

保健福祉センター費の公共下水道切替工事及び塵芥処理費の委託料並びに非常備消防費の報償費についてだしたのに対し、「野原地区に、県の吉

野川流域下水道幹線のポンプ場が完成したことによる保健福祉センターの下水道整備工事である。また、バイオマス利活用関連調査委託料には、隣地残材搬出実証調査業務委託料五百万円と自然エネルギー掘り起こし調査業務委託料三百万円があり、隣地残材搬出実証調査業務委託料については、国で、従来の造林事業から大きく政策改革がなされたため、従来の切捨て間伐から利用間伐への転換が必要とされ、森林組合と市内事業所が連携し、新たな生産システムの確立を図るための実証事業をするものであり、自然エネルギー掘り起こし調査業務委託料については、本市は、高齢化や過疎化が進むとともに、農地や森林の荒廃により自然と共生した営みや資源の地域循環が喪失されているため、バイオマス燃料利用促進事業、南朝の森林再生ネットワーク、廃棄物系バイオマスの利用促進などの計画を行い資源循環の流れを再構築し、循環型の地域産業の創出事業を行うためのものである。

地球温暖化対策実行計画策定業務は、地球温暖化対策の推進に関する法律により義務付けられている地球温暖化対策実行計画を策定し、市役所内でCO2削減に向けた取組を行うものである。また、消防団員退職報償金は、退職金にあたるもので、当初三十名で予算計上していたが、退職者が四十名となり、不足が生じたためである。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（川村家廣）この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は、審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る九月三十日に行いました議案審議において既に終了しております。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま総務文教常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣） お諮りいたします。

この際、日程の順序を変更し、日程第四から日程第六を先議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よってこの際、日程の順序を変更し、日程第四から日程第六を先議することに決しました。

日程第四、去る七日に提出されました議第五十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬） 第五十九号 平成二十三年五條市一般会計補正予算（第四号）議定について。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明を求めます。下村総務部長。

〔総務部長 下村洋次登壇〕

○総務部長（下村洋次） ただいま上程いただきました議第五十九号、平成二十三年五條市一般会計補正予算（第四号）議定につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の平成二十三年五條市一般会計補正予算書（第四号）を御覧いただきたいと存じます。

一ページをお開き願います。

今回の補正は、全て台風十二号に伴います災害対応に係る災害救助、援護、応急復旧等に必要な経費を計上する補正予算でございます。歳入歳出それぞれ五億一千五十二万二千円の追加でございます。予算の総額は、歳入歳出それぞれ百七十三億六百八十九万九千円となります。

それでは、まず歳出について説明させていただきます。

主なものについてのみ説明させていただきますので、御了承賜りたいと存じます。

九ページをお開き願います。

三款民生費、四項災害救助費、一目災害救助援護費、八節報償費三千六百四十万円は、災害で亡くなられた方の御遺族に対する災害弔慰金、災害により重度の障害を負われた方に対する災害障害見舞金及び住宅が全壊、全流失、半壊、床上浸水の被害を受けた世帯に対する災害見舞金でございます。十一節需用費二千八百五十一万七千円は、避難者支援助用物資、学用品等の消耗品費八百万円、借上重機、避難所暖房等の燃料費百七十五万円、避難者等の食糧費九百七十万円、被災住宅応急修理等に係る修繕料八百万円等でございます。

十二節役務費三百七十五千円は、仮設住宅へのガスメーター設置手数料及び仮設トイレのくみ取り手数料等でございます。

十三節委託料二百万円は、被災した住居及び住居周辺の土砂等の障害物除去業務委託料でございます。

十四節使用料及び賃借料四千五十万円は、重機、プレハブ、仮設トイレ等の借上料及び避難所施設使用料でございます。

十五節工事請負費五百万円は、舗装修繕工事費でございます。

十八節備品購入費二百五十万円は、避難所、学校保健室用等の備品購入費でございます。

二十節扶助費百九十万円は、被災世帯の生活必需品の購入費等でございます。

二十一節貸付金三千五百万円は、災害援護資金の貸付金を計上いたしました。

十ページに移りまして、四款衛生費、一項保健衛生費、九目水道事業繰出金、二十八節繰出金五百六万九千円は、災害に伴う簡易水道特別会計補正予算への繰出金でございます。

二項清掃費、三目し尿処理費、十一節需用費三百六十万円は、被災した衛生センターの取水ポンプの修繕料及び復旧するまでの間、使用する処理水の水道料金でございます。

六目災害廃棄物処理事業費、十三節委託料三千六百七十万円は、被災地のがれきの運搬処理業務の委託料でございます。

十四節使用料及び賃借料三百三十四万六千円は、じんかい収集車の借上料でございます。

七款土木費、五項下水道費、一目下水道整備費、二十八節繰出金百八十万円につきましては、仮設住宅設置に伴います下水道事業特別会計補正予算への繰出金でございます。

十一ページに移りまして、八款消防費、一項消防費、二目非常備消防費、九節旅費七百二十万八千円は、災害により出動した消防団員に対する費用弁償でございます。

五目災害対策費、三節職員手当等八千八百万円は、災害による動員職員の時間外勤務手当及び管理職員の特別勤務手当でございます。

十一節需用費九百万円は、災害対策に係る各種消耗品費七百万円、車両燃料費百万円及び防災行政無線等の修繕料百万円でございます。

十五節工事請負費八百五十万円は、仮設住宅設置に伴い必要となる水道取水ポンプ修繕及び給水管敷設の工事費でございます。

十二ページに移りまして、九款教育費、三項小学校費、一目学校管理費、十一節需用費二百十万円は、大塔小・中学校の旧西吉野小学校を仮校舎とした授業再開のための学校施設、設備の修繕料でございます。

次に、十一款災害復旧費、一項農林業施設災害復旧費、一目農地災害復旧費、十三節委託料百七十万円、二目農業用施設災害復旧費、十三節委託料百四十万円、三目林業施設災害復旧費、十三節委託料二百六十万円につきましては、台風十二号で被害を受けた農地、農業用施設、林道の復旧のための測量設計業務委託料でございます。

十三ページに移りまして、二項公共土木施設災害復旧費、一目道路橋梁災害復旧費、十三節委託料九千八百万円は、台風で被災した市道復旧のための測量設計業務委託料でございます。

十五節工事請負費二千九百五十万円は、被災した市道のうち、比較的小規模な箇所及び応急復旧を要する箇所の災害復旧工事費二千五百五十万円と、崩土の除去を内容とする道路維持工事費四百万円でございます。

二目都市公園災害復旧費、十一節需用費四百七十万円は、河川の増水により被災した上野公園の散水用ポンプ、トイレ等の修繕料四百五十万円等でございます。

十三節委託料三百四十万円は、上野公園内各所の堆積土砂撤去及び清掃業務委託料でございます。

十五節工事請負費四千万円は、上野公園メイングラウンドの人工芝及びテニスコートの災害復旧工事費でございます。

三項文教施設災害復旧費、一目社会教育施設災害復旧費、十二節役務費百七十万円は、阪合部運動場の土砂撤去手数料等でございます。

次に歳入について申し上げます。

五ページに戻っていただきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書の一、総括の歳入を御覧ください。

十款地方交付税で七千八百九十五万三千円、十四款国庫支出金で一億二千四十七万二千円、十五款県支出金で一億二千四百七十五万六千円、十八款繰越金一億二千五百四十四万一千円、二十款市債で七千二百二十万円を追加いたしましたして、歳入歳出の均衡を図った次第でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。
これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に日程第五、去る七日に提出されました議第六十号を議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第六十号 平成二十三年度五條市簡易水道特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。辻本上下水道部長。

〔上下水道部長 辻本衡司登壇〕

○上下水道部長（辻本衡司）失礼いたします。
ただいま上程いただきました議第六十号、平成二十三年度五條市簡易水道特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の平成二十三年度五條市簡易水道特別会計補正予算（第一号）を御覧いただきたいと存じます。
まず一ページをお開き願います。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ五千二百七十五万五千円の追加でございます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ四億八千四百九十五万五千

円となります。

続きまして、六ページの事項別明細書、三の歳出から説明を申し上げます。

一款総務費、一項総務管理費、一目業務費の補正は九月の台風十二号被害に起因する、主に大塔町宇井地区簡易水道施設災害復旧費用であり、十三節委託料で浄水場施設の設計業務委託等七百六十万円、同じく十五節工事請負費で、ポンプ、電気計装設備工事等四千二百万円を、また十九節負担金補助及び交付金で、殿野地区など六箇所の施設補修費として、市要綱による補助金二百五十六万円の追加予算を計上したものでございます。

次に恐れ入りますが、五ページに戻っていただきまして、二の歳入におきまして、二款、一項国庫補助金、節区分一節簡易水道施設災害復旧費補助金二千三百八十八万六千円。

次に三款繰入金、一項他会計繰入金、節区分一般会計繰入金五百六十九千円。

また五款、一項市債におきまして、災害復旧事業債二千三百八十万円を追加計上いたしまして、歳入歳出の均衡を図った次第であります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣） 次に日程第六、去る七日に提出されました議第六十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第六十一号 平成二十三年度五條市下水道事業特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。辻本上下水道部長。

〔上下水道部長 辻本衡司登壇〕

○上下水道部長（辻本衡司）ただいま上程いただきました議第六十一号、平成二十三年度五條市下水道事業特別会計補正予算（第一号）議定につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の平成二十三年度五條市下水道事業特別会計補正予算書（第一号）を御覧いただきたいと存じます。まず一ページをお開き願います。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ百八十万円の追加でございまして、歳入歳出予算の総額は、それぞれ十億五千七百四十万円となります。次に三、四ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、四ページの下にございます三の歳出から説明申し上げます。

一款、一項下水道費、三目公共下水道費の十五節工事請負費は、台風十二号災害により応急仮設住宅設置事業に係る市道敷地での公共下水道接続工事対応費用でございします。

同様に上段、二の歳入、三款繰入金、一項他会計繰入金によりまして、一般会計より百八十万円の追加を行い、歳入歳出の均衡を図っております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。
これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）意見調整のため、暫時休憩いたします。

午前十時四十三分休憩に入る

午後一時三十分再開

○議長（川村家廣）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

ただいま市長から提出された議第五十五号、御所・田原本環境衛生事務組合への加入について、本日付けをもって撤回したい旨の申出があります。

この際、議第五十五号 御所・田原本環境衛生事務組合への加入についての撤回についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。

よってこの際、議第五十五号、御所・田原本環境衛生事務組合への加入についての撤回についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

○議長（川村家廣）議第五十五号、御所・田原本環境衛生事務組合への加入についての撤回についてを議題といたします。

市長から撤回理由の説明を求めます。太田市長。

○市長（太田好紀）九月五日に提出いたしました議案について取り下げを皆さんに申し上げたいと思います。

取り下げる議案としまして、議第五十五号、御所・田原本環境衛生事務組合への加入について。

取り下げる理由につきましては、皆さんも御存じのように議運、いろんな形の中で皆さんに御提言をいただきました。その中で、特に思慮不足、そういういろんな形の中で大変これは重要な案件でございます。そういう形の中で、どうしても五條市にとって広域化ということは大変重要な案件でございますので、再度皆さんの御理解を得るために努力してまいりたいと、そういう思いで今回取り下げることといたしました。今後とも、皆さんの御協力を得ながら、これについては全員一致で通っていただけるように努力してまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）説明が終わりました。

お諮りいたします。議第五十五号、御所・田原本環境衛生事務組合への加入についての撤回については、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。

よって議第五十五号 御所・田原本環境衛生事務組合への加入についての撤回については、承認することに決しました。

○議長（川村家廣）次に日程第二、ただいま撤回が承認されました議第五十五号を除く、議第五十三号及び議第五十七号の二議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。厚生建設常任委員会益田吉博委員長。

〔厚生建設常任委員長 益田吉博登壇〕

○厚生建設常任委員長（益田吉博）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第五十三号及び議第五十七号の二議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る、九月三十日の本会議において当委員会に付託され、十月五日午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第五十三号 五條市滞在体験型観光施設に係る指定管理者の指定につきましては、去る、八月十八日開催の指定管理者選定委員会におい

候補者を選定の結果、五條市滞在体験型観光施設に係る指定管理者として、株式会社あすもに、本年十一月一日から平成二十六年三月三十一日まで
の期間、指定管理者として指定するものであるとの当局から説明がありました。委員から、応募状況と選定委員についてただしたのに対し、「当初、
株式会社あすもと株式会社ハウズビルシステムであったが、最終提出されたのが株式会社あすも一社であった。選定委員は五名で、委員長に西野宗治
氏、岩城 健氏、木村文夫氏、水撤直之氏、栗山亮作氏である。」との答弁がありました。

宿泊料についてただしたのに対し、「六月議会で上限を設定した範囲内で、閑散期及びキャンペーン期間については一割から三割引、連泊の場合は
更に二割引の金額の提案があった。」との答弁がありました。具体的な金額をただしたのに対し、「歳で一名二万円である。」との答弁があり、多
くの方が利用できるような料金体系についても指定管理者を指導してもらいたいとの意見がありました。また、指定管理者が期間終了前に指定管理を辞
退した場合の契約内容についてただしたのに対し、「これから協定書を作成するので、その中で、備品等は市に寄贈するよう文言を盛り込みたい。」
との答弁があり、更に委員からは、協定書を履行できない場合の罰則規定も考える必要があるとの意見があり、本案につきましては、慎重審査を経て
採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五十七号 五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、介護保険財政調整基金積立金三千六百八万一千円及び償
還金七百二十八万円の総額三千八百九十六万一千円を増額補正し、その財源を国庫支出金、県支出金、繰越金で賄うもので、当局の説明により了承し
た次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

また、付託議案の審査が終了後、理事者から南和の医療等に関する協議会の進捗状況等について報告を受けました。
以上、御報告申し上げます。

○議長（川村家廣）ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま厚生建設常任委員会委員長から報告がありましてとおおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣） 次に日程第三、委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

決算審査特別委員会 で審査中の、認第一号から認第十二号までの十二議案について、会議規則第四百四条の規定により、お手元に配布しておりますとおり、閉会中継続審査申出書が提出されました。

本件について、決算審査特別委員会委員長から審査の経過について報告を求めます。決算審査特別委員会大谷龍雄委員長。

〔決算審査特別委員長 大谷龍雄登壇〕

○決算審査特別委員長（大谷龍雄） 議長から発言の許可をいただきましたので、決算審査特別委員会において、閉会中の継続審査とすべきものと決定しました認第一号から認第十二号までの十二議案につきまして、審査の経過を御報告申し上げます。

本特別委員会は、九月三十日の本会議におきまして、平成二十二年度の各会計歳入歳出決算について慎重審議を期するため設置され、各議案が本特別委員会に付託されました。

委員には、田原清孝議員、峯林宏政議員、益田吉博議員、堀川浩美議員、吉田雅範議員、福塚 実議員、そして私、大谷龍雄の七名が選任され、本会議終了後の委員会におきまして、委員長に私、大谷龍雄が、副委員長に益田吉博委員がそれぞれ互選され、審査に入り、審査日程並びに審査の方法及び順序について協議しました。

審査日程につきましては、台風十二号の影響により、大塔町を中心に甚大な被害が発生し、今も多くの方々が避難所で生活をされており、市長を始め多くの職員が災害復旧に対応していることから、今定例会中に委員会の説明員として出席することが困難な状況であるため、閉会中の継続審査とすべきであるとし、本十二議案につきましては、採決の結果、全員一致をもって継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上、決算審査特別委員会における審査の経過について御報告申し上げます。

○議長（川村家廣） ただいまの決算審査特別委員会委員長の審査の経過報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、決算審査特別委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。

よって本件は決算審査特別委員会委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（川村家廣） 次に日程第七、去る七日に提出されました、同第四号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬） 同第四号 五條市固定資産評価員の選任について。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀） ただいま上程いただきました同第四号、五條市固定資産評価員の選任について提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価員の榮林勝美委員が本年四月三十日をもって辞任されたため、その後任として副市長の丸谷昭典氏の選任同意をお願いするものであります。

丸谷副市長は行政全般において経験豊富で、固定資産評価員として適任者であります。

どうか御理解を賜りまして、議員各位の御賛同を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（川村家廣）次に日程第八、発議第九号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬）発議第九号 電力多消費型経済からの転換を求める意見書について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成二十三年十月十一日提出

提出者 五條市議会議員 山口耕司

賛成者 五條市議会議員 山田澄雄

池上輝雄

藤富美恵子

堀川浩美

吉田雅範

福塚実

○議長（川村家廣）提案の趣旨説明を求めます。二番山口耕司議員。

〔二番 山口耕司登壇〕

○二番（山口耕司）ただいま上程いただきました発議第九号、電力多消費型経済からの転換を求める意見書について議長から発言のお許しが出ましたので、案を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

電力多消費型経済からの転換を求める意見書（案）

三月に発生した東日本大震災の影響もあり、日本経済の先行きは今後も予断を許さない状況にある上、東京電力福島第一原発の事故を受けて、エネルギー供給が制約される中で長期的な電力消費の抑制が必至となっています。

各家庭では省エネ・節電対策を励行し、大口消費者である企業などでも電力消費の抑制に努める動きが定着していましたが、個々の努力に委ねられている場当たりの節電対策のままでは、社会全体の対応としては限界があります。

そのため、これまでのいわゆる当面の対応から脱却し、電力多消費型経済社会からの転換を図り、省エネ・節電対策が日常的・安定的に実施できる社会を早急に実現する必要があります。

よって、政府におかれましては、電力消費を低減する対策とともに、電力多消費型経済から転換させるため、以下の項目を早急に決定・実施するよう強く求めます。

記

一 家庭での省エネ、エコ化の早期推進のため節電エコポイント（仮称）を創設し、省エネ型家電への買換え（旧式の冷蔵庫・エアコンの買換え）、LED照明の普及を促進すること。

住宅エコポイントは改修工事の対象範囲などを拡充した上で再実施すること。

二 事業所等における太陽光発電設備やLED照明導入など省エネ投資を促進するため、税制、財政、金融面での支援措置を講ずること。

三 企業における長期休暇取得や輪番操業の徹底、在宅勤務の推進などを図ること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出いたします。

平成二十三年十月十一日

五條市議会

議員各位には何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（川村家廣）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川村家廣）起立全員であります。

よって本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。

なお、意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（川村家廣）次に日程第九、発議第十号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬）発議第十号 議案提出に対する適正な対応を求める決議について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により、別紙のとおり提出するので決議を求める。

平成二十三年十月十一日提出

提出者	五條市議会議員	益田 吉博
賛成者	五條市議会議員	峯林 宏政
〃	〃	花谷 昭典
〃	〃	山田 澄雄
〃	〃	池上 輝雄

○議長（川村家廣）提案の趣旨説明を求めます。九番益田吉博議員。

〔九番 益田吉博登壇〕

○九番（益田吉博）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第十号、議案提出に対する適正な対応を求める決議について、案を朗読して提案の趣旨説明とさせていただきます。

議案提出に対する適正な対応を求める決議（案）

平成二十三年第三回九月定例会において、御所・田原本環境衛生事務組合への加入についての議案が提出されたところであるが、特に、本議案については、本市の財政基盤に基づき将来の市政を左右する重要な案件の一つであると考ええる。

提出された案件に対しては、趣旨説明を受け、議案の内容、目的、背景となった事情等について調査をし、十分な審議を重ねた後に本市の意思の決定をしていくものである。

しかし、調査に当たっては、議員個々の資料収集にも限界があり、資料によってはその性格から限界があることも承知するところである。

そのようなところから、趣旨説明とともに十分な判断材料を求めるところであるが、本議案に限っては、判断材料とする説明資料が何もなく、余りにも議会全体を軽視しているものであると言わざるを得ない。

今後、消防庁舎、し尿処理施設、新庁舎等の大規模建設事業や南和の医療等に関する事業も計画のある中、今回の対応は、本市の将来設計に禍根を残すことにならないか憂慮するところでもある。

よって市当局に対し、議案提出に際しては、誠意を持った適正な対応を強く求めるものである。

以上、決議する。

平成二十三年十月十一日

五條市議会

以上、提案の趣旨説明を申し上げましたが、各位にはよろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は決議案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川村家廣）起立全員であります。

よって本件は決議案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）この際、お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第九十八条の規定により、お手元に配布しております閉会中継続調査申出一覧表のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（川村家廣）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は十四日までとなっておりますが、本日これをもって閉会したいと思いますと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって本定例会は本日これをもって閉会することに決しました。

○議長（川村家廣） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、一般会計補正予算を始め多数の重要案件の審議に終始御熱心に御精励賜り、厚くお礼申し上げます。

理事者各位には、事務事業の執行に際し、代表監査委員、また本会議及び各常任委員会における議員各位の御意見、御提言を十分尊重され、市民に信頼される行政と市政の一層の向上を目指して、御精励くださいますようお願い申し上げます。

台風十二号による災害で尊い命が失われ、今も多くの方が避難生活をされております。

市議会といたしましても、一日も早い復興に一丸となって協力してまいりたいと思っておりますので、皆様の御協力をお願い申し上げます。

また、このたびの災害に際し、自衛隊を始め警察、消防団など各方面からの御協力や、多くの方から、御厚情あふれるお見舞い、お心遣いを賜りましたことに厚くお礼を申し上げます、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

市長から閉会の御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀） 平成二十三年第三回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には公私ともお忙しい中、慎重審議を賜り、誠にありがとうございました。

本定例会に提出いたしました諸議案は皆様の御協力によりまして、いずれも原案どおり可決、承認を得ましたことに、心からお礼を申し上げます。

また、副市長を始め、教育委員会委員、監査委員、五條市固定資産評価員の選任同意を得まして、本日ここに閉会の運びに至りましたことは、市政のために誠に御同慶に堪えないところであります。

本定例会中に議員各位からいただきました御意見、御提言を十分に踏まえながら、市政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも本

市発展のため御協力よろしくお願ひ申し上げます。

さて、九月四日の台風十二号による災害発生から約一箇月が経過いたしました。いまだ六名の方の安否が不明という、本当につらい状況の中であり

ますが、一方では仮設住宅の建設も始まり、被災された方々も徐々に落ち着きを取戻しつつあります。

市といたしましては、一日も早く本格的な復興に取りかかれるよう職員一丸となって全力で取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても、御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます、閉会の御挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

○議長（川村家廣） これをもちまして平成二十三年五條市議会第三回九月定例会を閉会いたします。

午後一時五十六分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議会議長 川村家廣

署名議員 山田澄雄

署名議員 峯林宏政

署名議員 花谷昭典

ますが、一方では仮設住宅の建設も始まり、被災された方々も徐々に落ち着きを取戻しつつあります。

市といたしましては、一日も早く本格的な復興に取りかかれるよう職員一丸となって全力で取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても、御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます、閉会の御挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

○議長（川村家廣） これをもちまして平成二十三年五條市議会第三回九月定例会を閉会いたします。

午後一時五十六分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

署
名
議
員